

第6 住宅の支援を受けるには

福祉世帯向け住宅への入居

身体障害者等で住宅に困っている人のために、県営住宅に専用の応募枠を設け募集を行っています。

申込資格

世帯収入が一定以下であるなどの一般世帯向けの条件（※１）を満たし、かつ、次のいずれかに該当する世帯。（下記の申込区分により、申込可能な住宅が異なる場合があります。（※２））

1. 身体障害者向け

- ①申込者本人が身体障害者手帳を有し、その障害の程度が４級以上である人で、主として生計を維持している場合。
- ②申込者本人または同居予定者の中に、次のいずれかに該当する人がいる場合。
 - a.身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が２級以上である人。
 - b.戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が２級以上の身体障害者と同程度であると認められた人。

2. 一般福祉世帯向け

- ①申込者本人または同居予定者の中に、次のいずれかに該当する人がいる場合。
 - a.精神障害者保健福祉手帳（障害程度１級～３級）の交付を受けている人。
 - b.療育手帳（障害程度がaと同程度）の交付を受けている人。

※１ 一般世帯向け申込資格

ア 現在住宅に困っている人 イ 申込者本人が奈良県内に住んでいるか、勤務している人
 ウ 原則、連帯保証人がいること エ 暴力団員でないこと
 オ 収入基準以内の人 カ 同居者は親族であること など

※２ 例えば、身体障害者向けに改造している「車いす常用者向け」住戸の対象者は、上記１. の②の場合です。

・なお、上記申込資格に該当する場合でも、自立した生活を営むことができない場合には、県営住宅への入居申込みができない場合もあります。詳しくは、下記連絡先窓口にお問い合わせください。

・募集時期 年４回 <第１回>令和８年５月１日～１５日、<第２回>令和８年８月３日～１７日
 <第３回>令和８年１１月２日～１６日、<第４回>令和９年２月１日～１５日

窓 □	【高円・西小泉・秋津県営住宅】 奈良県営住宅管理事務所 総務入居課入居係 TEL 0743-51-2615 FAX 0743-53-1196
	【紀寺・六条・売間・北和・姫寺・平城・六条山・小泉・稗田・天理・天理南・山崎県営住宅】 (株)東急コミュニティー 奈良県営住宅北部サービスセンター TEL 0742-30-1090 FAX 0742-30-1094
	【東高田・阿部・桜井・纏向・橿原・坊城県営住宅】 (株)東急コミュニティー 奈良県営住宅サービスセンター TEL 0744-21-0109 FAX 0744-21-0105

その他一般的な問い合わせ 奈良県住宅課総務管理係 TEL: 057-000-7055 FAX:0742-27-2681